



報道発表資料の配付日時 6月16日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	石狩振興局管内における野鳥監視重点区域の解除等について																	
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者																
		発表場所																
概要	<p>○ 札幌市で3月29日(火)に回収された死亡野鳥(ハシブトガラス)及び同市内でその後回収された10件の死亡野鳥(ハシブトガラス)からA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認されたことに伴い環境省が指定した、それぞれ一部が重複する野鳥監視重点区域(各回収地点から半径10km以内)は、その後、当該区域内で野鳥の大量死等が確認されなかったため、6月15日(水)24時に解除(※)されました。</p> <p>※ 環境省では高病原性確認個体の回収日の次の日を1日目として28日目の24時に野鳥監視重点区域を解除するとしております。</p> <p>○ なお、4月12日(火)から5月25日(水)までの間、道内のハシブトガラスでの簡易検査の陽性率が100%に近いことから、環境省「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(以下、「マニュアル」)が定める同一地域、同一種における継続事例として、道内の野鳥監視重点区域内におけるハシブトガラスの継続事例については、10羽以上の大量死があった場合や回収累積30羽ごとに簡易検査する措置を適用してまいりました。(4月15日(金)15時報道発表資料配布)</p> <p>札幌市内では、4区域において当該措置を適用してまいりましたが、適用期間中のハシブトガラスの回収数は、各々次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="464 1115 1453 1335"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>回収数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>53</td> <td>4/28に30羽に達し、簡易検査で陽性確認(同日道HPで公表)。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>9</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ また、環境省は、国内に指定されている野鳥監視重点区域が1か所(釧路市)となったことから、マニュアルに基づき、野鳥サーベイランス(調査)における全国の対応レベルを「対応レベル2」に引き下げました。(別添資料参照)</p> <p>〈道の今後の対応〉 「対応レベル2」とされていることから、各振興局で野鳥生息場所の監視、死亡野鳥等の検査などの監視強化を継続します。</p>			区域	回収数	備考	A	53	4/28に30羽に達し、簡易検査で陽性確認(同日道HPで公表)。	B	1		C	10		D	9	
区域	回収数	備考																
A	53	4/28に30羽に達し、簡易検査で陽性確認(同日道HPで公表)。																
B	1																	
C	10																	
D	9																	
参考	○ 高病原性鳥インフルエンザは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。																	

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	環境省、石狩振興局	

担当 (連絡先)	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(担当者:車田) TEL: 011 231 4111(内線24 384) グイヤルイン: 011 204 5205
-------------	------------------------------------------------------------------------------------

野鳥におけるサーベイランス（調査）の対応レベルについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（環境省）において、対応レベルの設定は、以下を基本とすることとしています。ただし、近隣国発生情報等により、国内での発生状況に関わらず、対応レベルを上げることもあり得ます。

対応レベル1	発生のない時（通常時）
対応レベル2	国内単一箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
対応レベル3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

対応レベルに応じた各調査の実施基準は下表のとおり。

対応レベル	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査				糞便採取調査
		死亡野鳥等調査				
		検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種	
対応レベル1	情報収集 監視	1羽 以上	3羽 以上	5羽 以上	5羽 以上	10月から12月にかけて飛来状況に応じて糞便を採取
対応レベル2	監視強化	1羽 以上	2羽 以上	5羽 以上	5羽 以上	
対応レベル3	監視強化	1羽 以上	1羽 以上	3羽 以上	5羽 以上	
野鳥監視重点 区域	監視強化 緊急調査 発生地対応	1羽 以上	1羽 以上	3羽 以上	3羽 以上	